

私の古文書エッセイ

はじめに

- 一、 八代将軍吉宗と日本橋高札
- 二、 六代将軍家宣の遺言状
- 三、 鷹匠と餌差とは
- 四、 若君誕生と御用絵師
- 五、 長州征伐と津和野藩
- 六、 十四代将軍家茂の薨去
- 七、 明治初期の社会
- 八、 新井白石の貨幣改鑄論
- 九、 甲府の三升榭訴訟
- 十、 道中日記は寺社詣で
- 十一、 五人組帳の手習い帳
- 十二、 決着のつかぬ一件

はじめに

古書市へ行くとき折古書らしきものを見かけるので、手頃な値段であれば古書学習の教材として手に入れるようになっている。ただ当時の文字を読むためと思って買ったものが、読むと意外と興味深い内容であることに自身驚いている。こんなものがどうして世の中を巡って自分のものになったのか、不思議な縁の存在すら感じてくる。ここに挙げたいいくつかの古書は皆古書市で手に入れたもので、誰が書いてどこで所有されていたのやら全く不明であるが、歴史の書物やインターネットで調べてみるとおおよその推測ができる。古書は歴史の断片を語る証拠であるといわれるように、そこから覗える世界は歴史をより身近に感じさせてくれるのである。

古書の学習もこのような寄り道をしながら行うと単調な勉強に陥らないで、味わい深くより楽しいものになってしまう。つれづれなるままに行動できる年齢になったが、やろうと思っても遅々として進まないのが現実である。数年前から集めた古書の解読を始めて、そこに書かれた言葉の意味や内容についての歴史背景などを調べたノートを整理してまとめたのがこのエッセイである。――と過去形にして書いたが、実際いつ完成するやら、一章で取上げた家宣の遺言「在世の口短くして其の志の遂げざる事、今に及びていふべき所をいはず、自身まわに今に及んでいふことを知るべし、」である。

分からないことも多く、読めない文字（口で表記）や誤読や独善的な解釈も多々あると思われるが生涯学習の勉学の身なればご容赦いただきたい。

田中 正樹

一、 八代将軍吉宗と日本橋高札

お江戸日本橋といえば歌川広重の描いた東海道五十三次の浮世絵を思い浮かべるであろう。橋を渡る大名行列は印象に残るが、そこに高札が描かれていることに気づく人は少ないと思う。橋に向かって左側にある立て札がそれである。当時の日本橋を描いた絵をみると必ずこの高札も描かれており、日本橋といえば高札のある場所（高札場）として知られていた。高札は「こつさつ」とも「たかふだ」とも読み、また制札ともいう。徳川幕府が農民や商人を取り締まる基本的なまきを公示したものであり、寛政元年（一六六一）六月に幕府により五枚の高札が発布されたのを初めとして、明治六年二月まで使われたという。八代将軍吉宗のとき公示された高札に「目安箱」というものがあつた。当時は単に「箱」といわれていたが、町民が直接幕府へ意見を進言できるように評定所に意見書を投函する箱が設けられたことを町民に周知したものである。どのように書かれていたか徳川実紀に詳しいように記されている。

「(享保六年閏七月)日本橋に高札を建てる。その文はつら。

近き比(ころ)幾度となく。所々に名もなき捨文して。さまざまの事申す者あり。よてこの八月より。月毎の二日。十一日。廿一日。評定所に匭函(はこ)を置く事とさだめらる。御政事に補益すべき事か。又は諾有司の私曲。姦邪のことあるか。獄訟留滞する事あらば。たちにつたふべき旨を。奉行所に申断り。匭中に投書すべし。うたふべき旨を。奉行所にいまだいひ出さず。あるは裁許のをはらざる間に申出べからず。みじからの利をもとめ。又は人に托せられなごして。事をたくみ。

あらぬ事を書出しなどせば。その書を焼捨。品によりその者をめしとり。刑に行はるゝ事もあるべし。尤其書をば封固して。うたへ出るものゝ居墨。姓名をも。つばらに注し出すべし。既にかゝ言路をひらかれし上は。うたふることあらば。はゞくらずこれによりて聞え上べし。あらぬかたに。捨文などする事は禁すべしとなり。」(徳川実紀)

「御触書之写」という表題の古文書にはこのことが書き記されている。

享保六丑年 建日本橋御高札之写

式日 二日 十一日 廿一日

ちかき頃度々所々江けミやう并住所等無之捨文致法外之事共茂これ有り候、由之評定所一おゐて当八月より毎月二日十一日廿一日評定所外之腰かけの内二箱出し置候間、書付持参候もの右之箱へ可入申候、刻限之儀者昼九つ時迄之内二差置へく候、如此場所定候上ハ外二捨て文いたし候もの取上なく候間、右之通一回二承知候ため此所に立置者也

- 一 御仕置筋之儀に付御為になるへき品候事
- 一 諸役人をはじめ私曲非分等これあるましき事
- 一 訴訟有之時役人詮議とげず長々すておかんにおいては直訴すへき旨相断直訴すへき事
- 一 自分為二よろしき儀或ハ私のいこんを以人の悪事申問敷事
- 一 何事によらず自分たしかに志らざるを人にたのまれ直訴いたすましき事

一 訴訟之儀ハ其筋々役所江未だ申出さるうちあるひは未裁許済むるうち両様申出ましく候事

一 惣而ありていを申さす少ニ而取結ぎよせつを書のせ申間敷事

右之類取上なし、書もの即焼すつべし、尤たくみの事の品により罪科に行へし書もの封し持来るへし、訴の人之名并宿書付これなくハ取上さるもの也

丑王七月廿五日 奉行

(一 諸役人を初私曲非分等これあるましき事)



内容は前に記した徳川実紀のとおりであるが要約すると、近頃、何度も匿名で捨文がされている。よって今月から毎月二日、十一日、二十二日の昼まで評定所の腰掛に箱を置くから、政事に益すること、役人の私曲非分、遅滞したままの訴訟はその旨断つてから、投函すること。私利や遺恨であったり、人に頼まれたり、訴訟の最中であつたり、隠し事をしたり虚偽のものは取上げない。氏名住所は明記せよとのことである。

「けいざい」「は仮名の読みで匿名のこと」、「御仕置」とは狭義には刑罰、一般には政事、法務のこと、「私曲」とは自分のことだけを考えて不正な行いをすること、「非分」とは道理にかなわぬこと、無理難題の意である。

この目安箱について取上げた他の書物では寛保御触書集成を原本としていると思われる、「諸役人をはじめ私曲非分等これ

あるまじき事」が「……これある事」となって前の三項は訴えるべしという言葉を書き加えている。確かにその方が明確であり、この文面は整合がとれていないように思えるが、だからと言ってこれは高札の写し誤りであるとは言い切れない。実際の高札はこれであったが徳川実紀など幕府による編集物は後で論理的な不備を直して、明確になるよう文を整えて書き換えたということも考えられるからである。

もうひとつ日本橋御高札の写し、これも有名な新田開発の触れである。

享保七寅年七月日本橋御高札の写し

覚

諸国御料所又ハ私領ト入組候場所ニ而モ、新田可開場所出有之ハ、其所之御代官地頭并百姓申談行も得心之上新田取立候、仕形委細絵図書付に志るし、五畿内者京都町奉行所、西国中国筋八大坂町奉行所、北国関八州者江戸町奉行所江、可願出候、願人或ハ百姓をいたし、或金元之者江巧を以て金銀等をむさほり仕候儀を專一二存口を以申出ル者あらハ吟味之上相とがむるにて可有之候事

一 惣而御代官申付候筋之儀ニ付、納方之益にも不相成下之口口難儀いたし候事茂有之ハ可申出、併申立へきいはれも無之自分勝手ニよろしき事願出においては取立無之候事

右之通可相心得者也

寅七月 奉行

享保七年（一七二二）六月、将軍吉宗は江戸町奉行大岡忠相（ただすけ）に地方御用掛の兼務を命じた。江戸町奉行が関東農村を支配することは異例のことで、江戸時代を通じて最初であり、同時に最後でもあった。おそらく将軍吉宗および老中は、それだけ忠相の才腕に期待していたのであろう。忠相の関東農村支配の中で最もよく知られているのが、武蔵野新田の開発である。忠相が地方御用掛に任じられた翌月、幕府は江戸日本橋に高札を立てた。それには「諸国に新田となるべき場所があれば、その所の代官・領主・百姓とよく相談し納得させた上で、開発の方法をくわしく絵図・書付けに記し、五畿内は京都町奉行、西国・中国筋は大坂町奉行、北国筋・関八州は江戸町奉行へ願ひ出ること」とあった。この布告は明らかに江戸・大坂・京都を主とする都市の大商人が、資本を投じて新田を開発することに期待したものといわれている。（『吉宗の時代と埼玉』秋葉一男著）

新田開発の目的は開墾により石高を増やし年貢を増やすことであるが、高札を掲げて新田開発を奨励することは農民、町民などの民間人を対象に入れることでもある。それまでは幕藩領主が主導していたのだが、享保期に至って代官、農民、町民が中心となって資本、労働力を負担し新田経営を行うようになった。開発した後は小作人を雇って米を作らせ小作料を徴収することができるのである。一定期間は年貢を納める必要がない鋤下年期という制度もあった。この期間に投下資本の回収を行い、以降は年貢を納めた残りが利益となるので、財力のある町人にとってはよい投資対象であった。幕府にとっては資金をかけずに年貢増収となる、画期的なおそらくは大岡忠相のアイデアであった。しかし新田ができるには相当の期間が必要であり、それまで悪化した幕府の財政を改善するには上米の制など別の手も打たねばならなかった。

ここでのテーマは高札なのでこれ以上触れないが、この古文書には他に、享保七年七月、幕府が財政窮乏によって、旗本、御家人の切米や扶持米の支給にもこと欠き、このままではかれらを召放たなくてはならないという実情を諸大名に訴え、かれらに上米（あげまい）を命じた触れもある。この触れは大名宛のものであるからこの古文書を初めに所有していたものはその関係者ということになる。これらは歴史の享保の改革をみると必ず出てくるもので知っている方も多いと思うが、古書市の片隅に一般の古書のなかに紛れているとは思わなかった。虫食いの痛みが多いので読みにくい、知名度の高いもので文面に関する資料もいくつか見つけることができた。

高札は一般には人倫風俗の規制、伝馬駄賃、人足賃銭の規則、切支丹禁制、貨幣鷹造の禁令、放火、犯罪の罰則など一方的な規制が殆どで、このような民衆参加を呼びかける触れは吉宗のとき限りのようである。

御江戸日本橋の風景 橋の手前に高札が建っている。

『御江戸名所方角書』（寛政五年再板 西村至与八板）



## 二、 六代將軍家宣の遺言状

元禄時代のバブルがはじけ財政難となった幕府に登場したのが六代將軍徳川家宣である。前の五代綱吉は四代家綱の弟であり、ここで家康以来の嫡流が途絶えて徳川体制は崩れかけてくる。綱吉は有名な「生類憐みの令」で代表され、大公方と呼ばれるように評判は最悪となり、幕府の財政も底をついていた。そんな中、綱吉に跡継ぎがいなかったことで死後、亡き兄の息子すなわち甥にあたる甲府領主徳川綱豊（後の家宣）に白羽の矢が立ったのである。

家宣は宝永六年から病死する正徳二年までわずか四年の任期であったが、新井白石の影響もあって「正徳の治」と呼ばれる非常にまじめな政治の行われた時代である。家宣の後は四才の幼子の七代家継に引継がれたが、家継もその後僅か四年の余命であった。実質この両將軍時代の政治は新井白石によって行われたのであった。

この古文書の表題は「正徳二辰被 仰出御書付」となっており、年代から徳川六代將軍家宣の時代であり、なかに「評定所面々江被 仰出候御書付」があることから、評定所と関係あるものと思われる。「評定所」とは幕府最高の裁判機関であり、寺社奉行、町奉行、勘定奉行の主管事件で時に重大な事件、三奉行の所管事件で互いに関連のある事件、また大名・旗本の訴訟・越訴、その他幕府に関連ある事件を取扱う。評定所に属している役人のひとつに評定所書役という書記事務を行う役があり、そこで記録された文章であると推測できる。「被 仰出書（おおせいだされしよ）」は元来、指圖書の意味で、のちには朝廷、幕府から下部組織に下される通達文書をいうが、単なる通達・通知ではなく、命令の意味も含む公文書であ

る。では家宣の遺言を見てみよう。後継者の幼い息子をよろしく頼むという親のこころがにじみ出る内容である。

公方様御不例御養生不被為叶、今曉被遊薨御家督若君様江御相統之御事ニ候、御幼年ニ被成御取候間、万端入念大切ニ可相勤旨被 仰置候処、御遺言之御書付有之候間、承知可被仕候、御遺言之御書付

(本文)

不肖之身、 東照宮之神統を承しより以来、天下之政事常に神徳に嗣ん事を以て心とす、

然に在世の日短して其志の遂さる事、今に及ていふへき所を志らす、

古より主幼く国危き代々を見るに、其代の人権を争ひ黨を立て、其心相和らがすして相疑ふによらざるはなし、

呉越の人舟を同しくして水を渡るに、其心を一にして其力を共にする舟は風波の難をものかるへし(渡るへし)、

況や今世の人当家創業の後治平百年の間に相生れ相長となる輩、誰か 東照宮の神恩あらざる者のあるへき、

人々其神恩に報い奉り世のため人のためを存せは、古の主幼く国危き代々の事共を以て深き戒とすべし、

若し其志しならんにおいては当家の危難といふのみにあらず、尤是天下人民の不幸たるへし、

凡天下の貴賤大小よろしく相心得へき事、に思召者也

(呉越の人)

正徳二年十月九日

御黒印



『皇越同舟の諺を引用しているが『徳川実紀 文昭院殿御実紀』にこの文が記述されている。比べてみると、ほぼ同じではあるが「皇越の人」のところが「胡越の人」となっている。正統な記録である以上それに従わざるを得ないが、これは誤記とも思えない。徳川実紀の編集者によって変えたとも考えられるが、実物は今も残っているのだろうか。

要旨を記述すると、自分は家康の血統をつけて政事を行い、常に家康の徳に副いたいと心掛けていたが、在世の日が短くてその志が遂げられなかった。古から幼主で国が危うい時は人びとが権力を競い、党をたて争いが起き、疑いの念を持つ。人々は皇越同舟の譬えに倣い心をひとつにして、家康のご恩に報いるよう世のため人のために思い、古の幼主の時に国が危うくなったことを戒めとすることを心がけてほしい、とのことである。

この遺言は名文として知られ、徳川実紀の編纂者の一人、成島司直（なるじまもとなお）はこれら遺言について次のように述べ、政治家としての姿勢の見事さを絶賛している。「これら遺言とは、「公（家宣）既に大漸にのぞまれしとき。深く後々の事をおぼしめしはからせ給ひ。御遺書数通を頒たしめらる。群臣に賜る所一通。諸有志を誡め給ふもの一通。老臣等に下るもの一通。宝貨の事仰置かれしもの一通なり。」の四通のことにて、ここにあるのは「群臣に賜る所一通」である。

「百年の今に至り。御書どもくりかえしよみ奉るに。御一身の為をば。露ばかりもかえりみ給はず。たゞ天下後世の事を。かゝる際まで思ひいたらせ給ひしは。いとありがたき御事にて。感涙せきとゞめがたくこそ覚え侍れ。寛平の御遺誡。及び周の成王の顧命などをこそ。かしこきためしには傳ふる事なれ。武家の世となりて。かかると御遺命といふもの。いまだ聞も及ばぬ事こそ。」（文廟合）

遺誠（ゆいかい）とは後人のために、戒めの言葉を残すことで、嵯峨天皇が仁明天皇に遺した「嵯峨遺誠」や宇多天皇が幼少の敦仁（醍醐天皇）に譲位するに当り、天皇としての心得を書きおくれた「寛平御遺誠」がよく知られており、それらに匹敵する文面であると述べている。家宣薨去の日時は正徳二年十月十四日の暁であるとされている。従ってこの遺言が書かれたのが十月九日であるので、その五日後に亡くなったことになる。

つぎは「諸有志を誡め給ふもの」にあたるものであるが、日付順でこれが初めに記されている。

評定所面々江被 仰出候御書付

一 寛永以後御 代々被 仰出候評定所法式、評定衆面々卯半刻より會合候而申ノ刻退出シ、其日ニ決し難き事候ハ、翌日再言して、猶又決断に及び難き事は老中に申言すへきよしに候、近年以来公事訴訟其数多成り来り候処ニ、評定之面々事に馴し切を慎ミ裁断之次第滞所もなく候故、言合之間もなく退出候様に相聞へ候、若毎時其大法に任て其口口を盡クに及ずして裁断に至り候ハ、尤以不可然事被 思召候事

一 評定所并諸奉行所において沙汰の次第、其証状を拠として道理の有所をは推シ尋ねずして、其本旨を口て枝葉の事をば穿答候由風聞候、証状之ごときハ其拠とすへき事勿論ニ候といへとも、すへて 公儀の證にも引用いへきものに大法にも背け候事はしかさらむへからず、又事の末なる所につきて其本旨を知るへき事勿論に候といへ共、枝葉の事を論して他事にわたらは其本旨を失ふ事あるへし、然らば必ス其證をも拠とし難く其末をも遂げ難し、然中端他等の事古来多ハ評定所にて會議之上を以て事決し候処に、近年之例御代官所に申付検使を以て裁断し候故に不可然事共在之由相聞候、すべて此等の類諸

長いので以下は省略し、説明はつぎの書物から引用させていただく。

元禄・正徳期の幕府の司法運営はすっかりゆるみきっていて、さながらこれに続く享保期の引き立て役の如くであった。その模様は正徳二（一七一二）年九月に評定所に発せられた訓令によってうかがえる。

一 評定所は卯半刻（午前七時）より会合し、申之刻（午後四時）退出するのが寛永以来の法式であるが、近年公事訴訟数も増加しているのに、集まると聞もなく退出する。

一 評定所・奉行所における審理は枝葉末節の事ばかり問題としている。また近年重罪人を助けておいて「目明し」などと名付け、犯罪の捜査にあたらせているという。奉行がこつこつという者の力を借りて天下の政治を取り行うことは、はなはだよろこひない。

一 評定所において、近年は十分審理もせず、最初の発言者の意見にまかせているという。多数集まっても評定にはならない。

一 近年審理が遅延し、遠方からの出訴者は長い年月江戸に滞留を余儀なくされている。それでは軽賤の者は費用の負担多大である。

一 訴訟において、権勢にゆかりのある者や、賄賂を出した者が勝訴するという。

「こういう訓令にもかかわらず、あまり改善はみられなかったらしい。室鳩巢の書簡によると、評定所の面々は八つ頃（午後二時）には仕事をやめ、その後は定刻まで役所にぶらぶらしている。そうして「筑後殿（新井白石）のお蔭で暮方までいなければならぬ」と、この訓令の発案者である新井白石の悪口をいていたという。

（『徳川吉宗とその時代』辻 達也著）

この古文書には「群臣に賜る所一通。諸有志を誡め給ふもの一通。老臣等に下さるゝもの一通。宝貨の事仰置かれしもの四通あるうち老臣等に下さるゝもの以外の三通が納められている。従って老臣より下のものに公示されたものを書き写したものだということになる。宝貨の事仰置かれしものは新井白石の提言として認知されており、別の章で取上げることとする。歴史的にも重要な文書ばかりなので後世に誰かが何かから抜書きをしたのではないかとも思われるが、古文書の表題などの体裁から当時のものとも言えるし、判断が付かないのでとりあえず評定所の控え文書としておく。

『御江戸名所方角書』より増上寺（家宣の菩提寺）

増上寺といふハ浄土宗の本山関東だい一のがらんなり

將軍家御代々の御靈屋ありけっこう筆にハつくしがたし



### 三、鷹匠と餌差とは

古文書が商品化され個人の所有になることは好ましくないが学ぶには最適である。これもそうだが、ここに載せた古文書を見つけた古書市や古書店のある神田神保町から靖国通りを神田方向へいくと小川町になる。ここは江戸時代鷹匠町と呼ばれ、また富坂町は餌差町と呼ばれ鷹匠や餌差が住んでいたところであったが、五代將軍綱吉のとき「生類憐みの令」によって鷹狩りが中止され、それぞれの役目も廃止となり今の町の名前に変わってしまった。八代將軍吉宗が鷹狩りと同時に鷹匠・鳥見の制も復活させたが町の名前は戻らなかったようだ。今も各地に残るこれらの地名は吉宗以降につけられたのかも知れない

「鷹匠」という言葉はいまも使われるが「餌差」というのは馴染みがないので、この古文書もしばらくは読めずじまわっていた。  
**餌指沈文控帳** 「餌指証文之控帳」と書かれていたが「餌」の文字が読めなかったのである。「差」

と「指」はどちらも「さす」と読まれて同じ意味で使われる。餌指(えさし)とは鷹狩りの鷹の餌となる小鳥を捕らえる役職である。江戸時代には野鳥を捕獲して売ったり、鷹匠の下で鷹の餌鳥を請け負う仕事であった。

これは鷹の餌役として許可を与えるにおいて、その諸規則を遵守させるための証文で、控帳と書かれているので、実際の証文ではなく手本として使用したものである。したがって申請者はその都度書き入れるように「誰」と書かれているが、差出し相手は鳥見役と思われる人名「和泉屋半九郎」が明記されている。

証文之事

- 一 此誰と申者生国能存慥成者ニ御座候ニ付、私請人罷立貴殿御預り之御焼印札壹枚慥ニ預り申所實正也
- 一 脇差之儀前々より御停止ニ被仰付候得共、別而此度脇差之儀急渡御停止ニ被仰付候、  
若シ此以後脇差さし候はゞ何様之曲事ニも可被仰付候
- 一 御鷹之鳥、靄白鳥雁鴨之類、鵲川鷹鶉雲雀水引鶉鷺之類、一切手懸申間敷候、并鶉鷹口は四月朔日より  
七月晦日迄可取之、八月朔日より御鷹之鳥張申間敷候、於勿論御奉場ニ雉子一切取申間敷候

(中間省略)

右の趣以書付を被 仰渡候通急渡相守可申候、若一ヶ條たり共於相背八当人八勿論請人共二口口迄も申上、  
何様之越度ニも被仰付候共其節一云之儀申間敷候、為後日證文仍如件

何国何郡何村

御焼印預り口

年号月日

誰印

請人 誰印

和泉屋 半九郎殿

餌指に関する史料はあまり見当たらないので説明を憚るがここでは鷹狩りに関連する史料をみてみたいと思う。

紀州藩の農村に出した法の一部である。(紀州藩農村法の研究 平山行三著より)

一 鷹遣ひ候ものは作仕候内ニも見付次第御手判可改不審成もの郷送ニ仕其宿ヲ付届奉行所迄可申断但町屋に有之ものを其町之年寄ニ預ケ置奉行所へ可相達事

一 餌指御札を改御札無之若山迄宿を付送り是も右之通奉行所へ可相達事

一 鶴雁鴨青鷺五位鷺の類はん鶉雲雀雉子此分ハ餌指御札持候共取らせ申間敷事

一 百姓諸鳥取申事不及云諸鳥の巢おとし申儀令停止事但山中御免之所たり共青鷺鶴雁鴨五位鷺之類取申間敷事

紀州藩では鷹狩りに関する項目をはじめに取上げている。二つ目と三つ目の条をみると「餌指御札」とあり、この控帳は江戸のものではあるが、これを取得するために申請する証文である。鷹狩りに関する古文書をみてみると

享保元年八月、吉宗は綱吉の生類憐みの令により廃止されていた鷹狩の制度を復活した、最も大規模なるものとして享保十一年三月廿七日の下総国小金原の御狩があった。

一 廿七日、小金御狩江被為成、廿六日之夜子之中刻出御、廿七日之夜戌之下刻還御天氣吉

一 御獲物 鹿四百七十余、猪十二、狼一

- 一 御手人数弐千人程、但御番衆并諸組與力同心共百姓勢子三萬八千人程
  - 一 落馬之面々数相知不申候、但怪我人も少々有之、併左程之事に而無之候、但絶人等之者も有之候得とも、早速正氣付、即死之類者一人も無御座候
- (享保通鑑)

鷹狩が頻繁に行われれば、百姓等のおおきな辛苦となった。それで吉宗は享保三年七月

- 一 御鷹御用に付、在郷之御鷹匠罷越節、御用之人夫差出し候外は、諸入用面々自分払に致候筈に候間、飲料油薪等は不及言、当分之軽き事共迄も、少しも馳走がましき儀致間敷候 (御触書寛保集成)

との触れを出したが、あまり彼等の負担を軽減するには至らなかつたようである。当時の落書に「上の御数寄な物、御鷹野」と下の難義「(享保世話)とみえている。

鷹狩りは鹿や猪のような大きな動物の狩りも行われるので単に御狩と呼ばれたり、鷹野、鹿狩り、牧狩りともいう。下図は新補倭年代皇紀繪章という版本の挿絵で「こがねばら 御まきがり」と書かれている。



#### 四、若君誕生と御用絵師

古文書と書画骨董の世界は相通するところがあるように思う。古書、古画ともに古いこと、すなわち時代を経たことが美であるという価値観である。古い書や和歌など書かれたものを掛軸などにして飾ることがその一例であろう。古書市では時折古い掛軸があるので興味をもち、つい手を出すことがある。その一つに狩野養信の描いた掛軸があった。あまりに安価なので真贋のほどは分からないが、その画家の履歴を調べるとこんなことが書いてあった。

狩野養信（かのう おさのぶ 寛政八年七月二十六日―弘化三年五月十九日）は近世日本に生きた画家の一人、江戸時代後期の木挽町家狩野派九代目の絵師である。もともと彼の名「養信」の読みは「たけのぶ」であったが、文化十年（1813年）、將軍家齊に長男が生まれ竹千代と名付けられたので、「たけ」の音が同じでは失礼であるとして「おさのぶ」に読み改めた。さらに、この竹千代が翌年亡くなり、玉樹院と呼ばれたため、それまでの号の玉川を改めて晴川院とした。江戸城の障壁画を再建させた人物で作品は多く残されているが、一方「公用日記」が残っておりそれが重要視されている。

この古文書は分厚い吊帳形式で表紙は擦切れて読めないが、文化十年前後の公儀触書を記録したものである。このなかに竹千代に関する通達が三通あった。

竹千代誕生の通達、竹の字付き候名早々相改め候様致されべく候と、これによって狩野養信の名前の読みかたを「たけの

ぶ」から「おさのぶ」へ変えたのである。竹の字ではないので変える必要はなかったと思われるが、御用絵師の立場から範を示したのだと思われる。

十月（文化十年）

御目付江

今度御 公儀御誕生之 若君様奉称

竹千代様と候二付、御家中之面々、竹之字附候名、早々相改候様、可被致候

尤苗字之義ハ被致候二不及候、尤組下支配下有之面々は其頭より可被下候、件之趣可被相達候

翌年の宮参り延期の通達である。宮参りの御用を任せられた松平伊豆守へ使いの者を通じて渡された手紙である。「弥以万端相愼火之本等念入可被申候」とは竹千代の病氣のことが他に漏れないよう注意を呼びかけているのである。

松平伊豆守様江、御城使被召呼

竹千代様御宮参当年は御延引、来年之御沙汰二有之旨、以御書付被仰達候段、申来候旨可被其旨存候

右之趣は、弥以万端相愼火之本等念入可被申候、尤末々二至迄組頭支配頭より夫々可被申付候

八月十八日（文化十一年）

その翌月には竹千代の逝去の触書が出された。これは老中から各奉行所へ伝え、さらに村民、寺院へ鳴物高声御停止を伝えられたものである。「停止」は意味は今と同じだが「ちようじ」と読ませる。

竹千代様御無例御養生不被為叶、先月廿六日御逝去被遊候、依之今四日より来十三日迄、鳴物高声御停止、

普請誂事八来る八日迄御停止二候

件之趣、町郷中江可相触候、以上

九月四日（文化十一年）

老中

町奉行衆

筋奉行衆

同 加役衆

右之通、相触候様 御家老中御申渡二付、相触候条奉承知、急渡相慎可被申候

尤村方二有之、寺院江も不洩様相達可申者也

幕府による公儀触書は老中達によって立案され、將軍の決裁を得て内容によりそれぞれ寺社、町、勘定奉行、あるいは大目付、目付へ配布される。寺社、町奉行はそれぞれ管轄の寺社、町へ、勘定奉行は各地の代官を経由して村の庄屋から村人へ、大目付は江戸留守居役を通して各所大名へ、目付は旗本など領を有しない武家一般へと役割が決められていた。初めの触れは目付宛であるので武家同格の城内関係者として御用絵師にも伝わったのであろう。二番目は個人の松平伊豆守宛で、三番目は江戸および地方の町村民が対象であるため町奉行、筋奉行（勘定奉行に相当するが幕府直轄領を関東筋・東海道筋・北国筋・畿内筋・中国筋・西国筋に区分した）、同加役へ伝えられた。二つでは寺院も対象となっている。

将軍家斉は寛政の改革の松平定信のあとに幕政を親裁することになる。天保八（一八三七）年に将軍職を家慶にゆずるが、その後も大御所として実権を握っていた。亡くなったのは天保十二（一八四一）年で、幕政親裁から死ぬまでの四十八年間を大御所時代と呼んでいる。文化、文政期を主とする時期で、不健康で快樂主義的だが、見せかけの泰平のなかで、大江戸は絢爛たる繁栄をきわめ、美術芸術も大いに花開いた時代であった。

## 五、長州征伐と津和野藩

「風説書」と題されたこの古文書は慶応二年と記されており、この年は幕府による再度の長州征伐が行われた年である。長州藩では長州征伐と言わず四境之役（四境戦争とも）と呼び、津和野はその四境のひとつ石州口であった。將軍家茂の死去により形のうえでは停戦としたが、実質は長州藩の勝利に終り幕府崩壊の発端でもあった。これはそのときの状況を各藩から聞書きしたもので、幕府側の記録と思われるが誰が書いたという記述はない。ただ内容には誰からの聞書きであるとか現地の戦闘の状況などが、かなり詳細に記述されているので、幕府の上層部へ報告されたものと思われる。

風聞、風説もひとつの情報として新たに評価されるようになってきた。それは公式文書とは違った見方がなされているとか、今迄取上げられていなかったことが含まれているとか、駆引きのような歴史の機微に触れる面があったりするからである。歴史の見方も時代によって変わるのであるからこのような風聞、風説の中に新たな発見があるかも知れない。

津和野藩について司馬遼太郎は『街道を行く（野坂峠）』のなかでこのように書いている。

「江戸期には、この一国（石見）に二つの小さな藩があり、いずれもおだやかな藩風をもっていた。浜田に城をもつ松平家六万一千石と津和野を主城とする龜井家四万三千石である。津和野藩はすでに幕命をうけていた。長州と戦わねばならず、しかもその先鋒として国境を越えるべきであったが、しかしいちはやく長州藩に内通して敵意のないことを示さざるをえなかった。小藩である津和野藩の悲痛はそこにあるであらう。」

これは津和野藩亀井隠岐守の家来から幕府側への報告の書状である。長州に米蔵から幕府預りの御米を奪い取られたとあるが、長州とは内通していたということであるので実際は提供せざるを得なかった、というのが本当のところであろう。

津和野藩より御届

去る十七日、在所表より飛脚至着仕り申候儀に付きては「一粟」にて 御公儀より御預りに相成り居り候御米、隠岐守領内に津村に蓄蔵致し置き候所、去る十六日長州人海上より漁船にて乗廻し、領海「矛阿弥」と申す所へ上陸致し、右御米多人数像に取掛け候に付、番人共程々身力を尽し相指し候得共、何分多人数の事に付、終に右御米奪取候段、申出届申致し、甚だ以て恐れ入り奉り候儀と存じ奉り候

扁に又、領境「坂口」「喜年坂」「向坂」等より、追々人数操り致し候勢に付、早速手当人数出張致し候得共、何分小藩微力の上濱田領境は断切られ実に孤立の姿と相成り、何分も取斗方苦心仕り候段申致し候  
此段取敢えず御届申上候

亀井隠岐守家来

六月廿一日

神野 数力

加藤 常造

「幕府からは、軍（いくさ）目付として長谷川久三郎という者が乗りこんでくる。この長谷川に対する応接は、国学者福羽美静の父の幸十郎が担当し、一方、長州藩に対しては、子的美静が出かけていって、「津和野藩を攻めないでほしい」と頼みこんでいる。」（司馬遼太郎 街道を行く（野坂峠））

これは軍目付長谷川久三郎が慶応二年六月十六日の津和野藩での出来事を芸州広島監察の二名宛に津和野の戦況についての書状である。大膳父子とは毛利父子であるが自分と応接すなわち面談をしたいとの申し入れを受けざるを得ないとの説明である。

津和野藩軍目付長谷川久三郎より芸州広島監察岡野三衛門、大平陵三郎江之便、近状写

去ル十六日御便を申上候後、追々長州人口々間近、諸方より多人数出張、津和野表四方より相困候二付、防戦も可為仕所、少人数其上後詰も無之、難相防旨、亀井隠岐守家来申仰二付城下相通し不申候様、野坂口へ人数屯集罷在候所、長州人よりの軍目付江、大膳父子是非応接仕度旨、隠岐守家来江度之申入候得共、恐泳相違之儀、御同人家来、程々苦戦罷在候内、前段之配口取次不申候得者、諸口々より、一統及暴動候旨、申張、左候二而者、隠岐守初士氏二至迄、一時滅亡にも可相成候間、無扨廿五日、拙者へ申聞候二付、伺之上二而、取斗可申旨

これは亀井隠岐守から芸州惣督および閤老への書状である。長谷川久三郎を長州へやむなく引渡したことが書かれている。

長谷川久三郎長州へ派せられ候に付、津和藩より芸州惣督並びに閤老への写

去る廿一日御届申上げ候通り、城邑四方既に取囲まれ、救心もこれ無く孤城□□成候□□長州より軍目付へ応接いたし度き趣、切迫に申入れ候得共、容易ならざる事件に付、程々談判に及び候処、嘆願の届これ有るにて、分取□相頼み度き趣一向申聞き候に付、其段軍目付へ申入れ候処、無□儀、慎実止め得ざる義に付、一旦彼地へ罷越、応接なすべく申す旨、申し聞され候、猶軍目付よりも御届書差出され候趣に御座候  
右為御届□□御座候

六月廿八日

亀井隠岐守

「長谷川久三郎」について次のように書かれたものをインターネット上で見つけた。出典は不明なので、信頼性は分からないがこのような聞きかじられたもの、つまり風説によるものかもしれない。

幕府は長州征討の命を下し、津和野藩保護のもと軍目付長谷川久三郎が津和野城下に入った。長州藩は軍目付の身柄引き渡しを津和野藩に乞い、津和野藩は生命の安全を条件に引き渡すこととし、幕府直轄領の堀氏の立ち会いのもと野坂峠で長

州藩へ引き渡した。(資料①)

浜田藩主が亡命して城が城兵によって焼き払われたあと、幕府は津和野藩からの援兵がないので、出兵を催促するため長谷川久三郎を軍目付として津和野城下に遣わせた。これを察知した長州方は、津和野藩へ長谷川の引渡しを求めて談判におよんだ。しかし、長州に同情的な津和野藩でも公然とそうするわけにはいかず、藩外に送り出すからそのあとでなら、ということになり、当人が津和野領外に出たところで取り押さえ、山口まで連れていった。ところが長谷川は捕虜の身となったことを非常に恥じて、絶食して死ぬと言いだした。このとき、桂小五郎が彼と面会してよほど説得した。長谷川はついに小五郎の説得に應じて思いとどまったので、帯刀と杯を与え、ていねいに江戸に送りかえした。(資料②) この資料は浜田城陥落の後となって時期が矛盾するし話も作られているようにある。



六、 十四代将軍家茂の薨去

前述の風説書に十四代将軍家茂(いえもち)の病状のことが記録されている。当時のことについて調べてみると次のように書かれている。

慶応二年(一八六六年)、家茂は第二次長州征伐の途上大坂城で病に倒れた。この知らせを聞いた孝明天皇は、典薬寮の医師である高階経由と福井登の二人を大坂へ派遣し、その治療に当たさせた。江戸城からは、天璋院や和宮の侍医として留守を守っていた大膳亮弘玄院、多紀養春院(多紀安琢)、遠田澄庵、高島祐庵、浅田宗伯らが大坂へ急派された。しかしその甲斐なく、家茂は同年七月二十日に大坂城にて薨去した。享年二十一(満二十歳没)。(ウィキペディアより)

御所年寄より

飛鳥井殿、今日御下坂之儀、御尋二御座候

大樹様御不例御容躰、御尋向之由二御座候、御容躰実二不御一返、恐入候次第二御座候由

去ル十四日十五日追々御衰弱相増、御上顔御水気相募候由、御小便御通し稀二而、先以乍恐御難症二相聞候、悪考十四日十五日八、氣候以之外之蒸熱二付、右様御苦惱可被為在候得共、十六日己来如何涼気相立候間、必御持直しも可有之哉と御座候、左候八八実二天ノ助卜、所新二御座候

尤御容躰八極御秘密之由二候得共、必御内儀被下間敷候

「大樹様」とは將軍のごことで、ここでは徳川十四代將軍家茂である。「御不例」とは貴人の病気に使う言葉である。家茂は十日に亡くなっているのです、その直前に飛鳥井殿（雅典のこと、様ではないことに注意したい）が勅使として大坂に下り、家茂の病状についてのお尋ねになり、誰かが容態を伝えたもので、それを御所年寄から聞いている。「悪考」は誤読かもしれないが生憎の意と思う。書かった気候のせいであれば持ち直しもあると思うが、残念ながらかなり危篤に思える。また容態については極秘のことであるが、内密にせず知らせるようにと、このことが書かれている。「御小便御通し」とは小便大便のごことで、殿様のこのようなことはかなり近親の者でしか言えないし、記録もされないのである。

関連文書として飛鳥井中納言が勅使として大坂へ行くことを手紙で伝えたものである。伝えられたのは誰だろうか。見舞いに行ったのは翌日七月十八日ということになる。

以手紙啓上仕候、然大坂表江、為 勅使飛鳥井中納言殿

今晚被口越候様二御座候、最早御承知二者、可被為在候得共、此段申上

七月十七日

伝奏衆書記方より

「飛鳥井中納言」 飛鳥井雅典（あすかいまさのり）文政八年（一八二五）十月二十五日〜明治十六年（一八〇三）二月二十三日 京都に生まれ、父は権大納言・飛鳥井雅久 堂上公家（羽林家）、享年五十九歳。

文久二年八月十八日 政変の時、御所へ出勤した近藤勇や芹沢鴨など壬生浪士の一行五十二人に、飛鳥井雅典、

野宮定功の両武家伝奏は、この日「新撰組」を命名した。

慶応二年七月 大阪城中に病臥中の将軍・徳川家茂見舞の勅使を勤仕する。

同年十二月 勅使として二条城に臨み、徳川慶喜に将軍宣下を伝宣する。

慶応三年十二月 王政復古の時は公武合体派として参朝を止められた。

この古文書に登場する人物を使われた敬称（ないものはそのまま）をつけて列記する。

大樹様（徳川十四代将軍家茂）、御本家様（徳川慶喜）、松平加賀守様（前田家）、水野出羽守殿（老中）、板倉伊賀守殿（老中）、戸田采女正殿（美濃大垣藩主）、飛鳥井中納言殿（朝廷勅使）、中川宮御方（朝彦親王）、亀井隠岐守（津和野藩主）、長谷川久三郎（軍目付）、岡野三衛門（監察）、藝州公、小閣老（老中小笠原長行）、小笠原忠太夫（小倉藩）、修理太夫（本田修理）

この風説書のはじめの持主はかなりの大物と思われる。内容は幕政のことで極秘を含むトップ情報が書かれている。時期的に松平春嶽が幕政についた期間とほぼ一致する。敬称の使い方から地位が老中以上の藩主格の可能性が高い。松平春嶽の名代になった本田修理の名がある。表題の風説書は即ち私記としての個人記録である。ということから考えられる中心人物

は松平春嶽である。よって本人またはその側近が書いたと考えるがどうであろうか。風説書とは新聞のはじまりであり、ちなみに松平春嶽は明治維新後ジャーナリストの道を歩むのである。

芸州藩士の「陣中日記」によると、七月二十日將軍家茂の死は幕軍の士気を慮って秘して、八月二十日発表しているが、事実は八月十日頃までそのことが伝わって、孝明天皇の停戦の勅諭の発表（八月廿六日）以前に、彼我の間に停戦会談が行はれ、返軍が実施されている。それには「十日晴天、承り候に將軍御他界のよし、是に付、諸軍勢御引取に相成候よし、又藝州よりも使者一、御番頭長州へ御出に相成候、宮内の奇兵隊共に廿日市にて應對これ有候、是に付、奇兵隊共き人も残らず防長へ引」と書かれてゐる。江戸時代ですらこのように秘密情報はすなわち漏れるものである。

七、 明治初期の社会

最近見つけたこの古文書は壬申と書いてあるので明治五年のものである。「戸長頭取申付候事」という表題が付いており、印旛県庶務（現在の千葉県印旛沼）が出した触書の写しのものである。新政府は明治五年二月に戸籍法を制定し、地方行政区域として大小区制という大区、小区、村という区画を設定した。これによって同年四月に政府は従来の名主、庄屋を廃止して戸長、副戸長を置くことを布達した。戸長は戸籍の事務を行うのであるが、一般には従来の名主、庄屋がこれを引継ぎ県の命令を村に伝える機能をも担ったのである。頭取は従来の組頭のことと思われる。戸長は明治十一年七月、都区町村編成法の制定に伴い廃止されたので、町長、村長に置換わるまでの呼名である。

記

壹円

一 紙幣三枚 但 二十銭

十銭



(参考図)

新紙幣之儀、当年二月十五日より敢行相成候段、兼而御布告御口处、右各種之内三種為見本今般御下ケ被遊、製造方並寸法等口者見届ケ無疑念通用可為致旨仰渡候

但半円二円其外見口間二合意二口不相成候得共、是又同様可心得旨被仰渡候

これは新たに発行された新紙幣を周知させるためにその見本三種を付けて触れたものである。当時、高度な印刷技術を持っていなかったため、ドイツに紙幣製造を依頼し、日本で「明治通宝」の文言や官印などを補って完成した。この紙幣は、明治五年四月から発行され、通称は「ゲルマン紙幣」、「明治通宝札」等と呼ばれていた。

同時につきのものも触れた。ここに書かれて鈴木善右衛門は戸長であろう。ここから各村々へ順達している。大小区制の施行過程で五保制度が布かれ、従来の五人組制度が踏襲された。これはその布達と思われるが内容は江戸時代のものとなっていない。明治維新といえは何かも新しくなったと思うが、以下いくつかの古文書のように文明開化にはしばらく時間がかかったようである。

一 御示書

吉部

右者当今御法度筋其外御条目二付、口者成弁別御趣意口口之儀いたし候様、小前末々江も懇切ニ説諭可致旨、被仰渡候御下ケ相成候

右之条今般出口之節、御渡相成候間、前送申候、早速御順達、留の村方より御返却可被成候也

仁連町

壬申八月八日

鈴木善右衛門

右御役人衆中

王政 御一新二付 御高札面八勿論追々御布告之趣自今以後被 仰出候 御旨趣堅可相守事

一 父母孝行を尽し夫婦兄弟親類中むつましく可仕候、若親類不和異見をも不相用、不孝不儀之輩有之候ハ、速ニ可申出候事

一 老人を大切ニいたし幼少之者をいつくしみ可申者勿論、便りなき老幼之もの有之ハ、其所ニて介抱いたし其旨可申出事

一 父母之葬式者勿論、先祖始仏事之義者、身分相應丁寧ニ心底を尽し可相勤事

一 跡式之儀者兼而書置いたし、村役人五人組立会加判いたし死後ニ出入無之様可致事

(中間省略)

一 村々五人組を最寄次第五軒宛組合、借地店借社寺門歩下人ニ至迄、諸事相互ニ申合吟味いたし、悪事無之様  
平日相心得可申候事

右の条々堅可相守もの也



幕末の甲州は大部分が幕府直轄領（九章 三升榘訴訟があった地域）であったが、ほかに徳川御三卿（八代将軍吉宗の子孫）の一つ田安家の領地一〇三ヶ村四万八〇〇〇石があった。旧幕府直轄領は明治二年七月に新政府直轄の甲府県となったが、明治二年十月田安領では天朝御領編入を求め一揆が起こった。その結果田安家は領地返上を新政府に申し出、田安領は甲府県に併合された。ここで甲斐国一円を区域とする現在の山梨県と同じ形ができあがった。

これはそのときの村民騒動で新政府の甲府県庁から村民へ沙汰あるまで暴動を起こさないよう説得して一札入れさせられたことの控えである。二枚に分かれており、揃っているかどうかは不明である。翌年田安家は新政府に折れて滅亡した。

#### 差上申一札之事

私共村々の儀、領主役場ニおいて金札引替ニ付、多分之刎金下而渡ニ相成、又ハ正金少く差支候間金札納相願候処、前増取立、又ハ大小切金先納取立、其他廉々難渋、甲府御政衛江嘆願仕候処、去月十五日明天朝御沙汰の旨諄々御説諭有者、領主役場江御引渡し相成帰村途中、小前のもの共多人数石和宿辺迄出張、村役人共領主役場江御引渡し相成の候儀□ヲ難渋申候ハゞ再嘆願候ハゞ取立何様申処、附添領主役人ヲ村役人共より申談候得共、更ニ不聞入無抛石和御出衛江御注進申上御出徒有之、積々御利締ニ子衛小前之者とも其場ヲ為引取、村々役人言人ツゝ相残り奉嘆願申、甲府御政衛より御重役様石和宿江御出張、領主役場而も重役出張御立會ニ成り、種々御利締御座候得共無情申上間敷

（切れ）

天朝御料奉願候処村々願二因而、天朝御料乍被仰付筋二無之、領主存寄を以無相違村役御領二相成候間、其節相心得神妙二  
歸村可致旨重役より被申聞、御政衛御守役様江も寫々御説諭有る旨二付、一同ひれ伏随慥罷出儀之處、今般東京表より御役  
人様方被遊候趣此程御嘆願申罷出候、村々役人之内御政衛江御尋聞御重役様御列席二而是上始末巨細御糺之上被仰聞候ハ、  
先般石和表江御政衛より重役様御出張、領主重役御立會御利締之儀返なく相弁へ追而其締筋より御沙汰有る迄神妙二いた  
し、領主役場申付候ヲ堅相守、右二付此上村々二において寄合又ハ申合儀定ケ間敷儀等小前末二至迄決而不為致儀、村役始猥  
他共等不致様仕候旨被仰渡候趣一同ひれ伏奉畏候、万一心得違有之候節者長役様之候共一系之申上様御座無御咎被仰付け、  
依て連印候請書奉差上候、仍而件如

明治二巳年十一月

田安領村々

御県庁口 御役人中

このように明治十年ぐらまでは特に農村部では混乱の時代であった。明治政府の統率力が弱く、また農民の理解力が乏  
しかったことがその一因である。

## 八、新井白石の貨幣改鑄論

戦国時代に軍資金として金銀が採掘され、徳川の時代になってからは貨幣経済による需要が増え、盛んに採掘されたが、元禄の頃から枯渇したうえ浪費が繰返されたので幕府の財政は困窮してきた。幕府の収入は年貢と金銀の収穫が大きな柱でその片方が傾いたのである。それを補う方法として貨幣の質を下げ「吹替え」といって作り直す方法がとられた。

「通貨の改良・統一も緊縮財政の一端を担う重要な政策であった。五代將軍綱吉の時、元禄八（一六九五）年幕府は財政窮乏の対策として、勘定奉行荻原重秀の意見を容れて、家康以来の慶長金銀の質を悪くし、数量を増発した。それに伴って物価が騰貴し、新旧貨幣の交換も順調に進まなかったため、通貨制度も混乱した。

しかしその後も將軍以下の費沢な生活や物価騰貴、さらに元禄十六（一七〇三）年の江戸の大震災も加わって、せっかくの改鑄差益金（出目と称する）もなくなってしまったので、銀貨の質をどんどん下落させていった。金貨の方は元禄金の評判があまりにも悪いので、その品位を改良したが、素材の金が足りないため形をほぼ半分にした乾字金を宝永七（一七一〇）年に発行した。こうして金貨は善悪大小三種、銀は善悪六種もの貨幣が混然と流通することになった。

新井白石は通貨混乱の悪影響を憂慮し、貨幣の品位復旧と統一に尽力し、六代將軍家宣の遺言の権威を背景に、正徳四（一七一四）年に慶長金銀と同一品位の正徳金銀発行を実現させたが、急速に通貨を統一させることはできずに享保元（一七二一）年退職した。」（『徳川吉宗とその時代』 辻 達也著）

これは前述した將軍家宣の遺命のひとつで、成島司直（なるじまもとなお）のいう「公（家宣）既に大漸にのぞまれしとき。深く後々の事をおぼしめしはからせ給ひ。御遺書数通を頒たしめらる。」のうちの「宝貨の事仰置かれしもの一通」であるが、実は新井白石による提言そのものであった。

被 仰出之趣

上古以来我国二而金銀を生し候事其数無数、天下之財用とほしく候得し事共世の人傳知らざる所にて候、然るに 東照宮御治世の初メ慶長七年二及びて天運の時至り候故か、神徳感じいだされ候故か、天下宝山一時に開け始めて、金銀之生じ出事、我国之初より此かたいまだ其例を聞かず、これよりして公私貴賤の財用ゆたかに事足り候の（外に）あらず、我国の外よりも金銀を求むへきとな口、渡り来る国之其数多く、これによりて我国之資用もゆたかに事足り候而今日に至り候、皆是東照宮之神恩にあらずと八申へからず、寛永年中我国に渡り来候事を禁せられ候国の多しといへ共、今に至て年々二渡り来り候所も其数猶すくならず候ヲ以、我国の金銀万国之寶ニすべれ候事世の人又推シ知るへき所ニ而候

（以下省略）

当時は現代のような経済学もなく、ただ新井白石の儒教思想が大きく影響して家康の時代に復古することが正しいとの考えから行われている。また新井白石は前の改鑄に伴う利権の諸悪を絶つため、勘定奉行荻原重秀はじめ関係者を追放した。

徳川実紀の文面と比べてみるとかなり違っている。この違いは何か、興味を引くところである。先に実紀、次に本古文書の文を並べてみた。実紀は漢文を和訳するように読みやすく書かれているのが分かる。江戸後期の現代語訳とも言えるかもしれない。

上古より我国にて、金銀を生ぜし事少なく、

上古以来我国二而金銀を生し候事其数無数、

国材乏しかりしを、

天下之財用とほしく候得し事共世の人伝知らざる所にて候、

東照宮海内を一統し給ひし初より、天運ときいたり、

然るに 東照宮御治世の初メ慶長七年二及びて天運の時至り候故か、

神徳感應して、天下の宝山一時に開け、

神徳感じいだされ候故か、天下宝山一時に開け始めて

金銀の生ずる数多く、国初より未だ聞かざる事なり。

金銀之生じ出事、我国之初より此かたいたまだ其例を聞かず、

是より我国の財宝充足せしのみにあらず、

これよりして公私貴賤の財用ゆたかに事足り候の（外に）あらず、

海外よりもこれを求むる為に、来舶する国々の数多く、

我国の外よりも金銀を求むへきとなり、渡り来る国之其数多く、

我国の資用ゆたかになりしは、

これによりて我国之資用もゆたかに事足り候而今日に至り候、

またまた神徳のいたす所なり。

皆是 東照宮之神恩にあらずと八申へからず、

寛永の頃来舶を禁ぜられし国々多しと雖も、

寛永年中我国に渡り来候事を禁せられ候国の多しといへ共、

今に至りて年々に渡り来る舟も少なからず。これをもて、

今に至て年々二渡り来り候所も其数猶すくなからず候ヲ以、

我国の金銀万国の宝にすくれたる事はしるべきなり。

我国の金銀万国之寶ニすくれ候事世の人又推シ知るへき所ニ而候

(実紀のほつが読みやすいので続ける)

然るに慶長よりこのかた、或は殊域に流れ入り、あるいは火災に焼うせ、或は神社、仏閣、衣服、器財のために費やすをもつて、この九十余年が間に、天下の金銀大半を減ぜし故、通貨むかしに及ばず。よりて元禄の頃改め造らせられ、その数を

倍せられしかど、品格そのかみ定め置かせ給いし所に、大に及ばざれば、工商等新造の金銀をいやしみ、諸物の価ましかえて互市するをもて、物価は年々に貴く、金銀は年々に賤しく、終に上下の艱困（かんこん）に及べり。

異邦にしても、古より宝貨のしな高下同じからず。中古よりは宝鈔とて、紙もて金銀にかえ、通貨する事、今に至れり。元禄よりこなたの金銀、たとえ其の品の下りたりとて、異国の宝鈔にくらぶべきに非ず。されば四民各その業を伝え、財用を相通ずる事、東照宮以来列朝の国恩による所を思はば、さのみ金銀をいやしめ、物価を貴くすべきにあらざれども、財を重んじ利を争うは工商の習いなれば、あながち罪すべきにあらず。ただひとえに其の習弊、今日の煩いとなりしと、今更是非を論ずるに及ぶべからず。

すべてこれらの事、年ごろ詳らかにしめされしをもて、御継統の初めより、金銀の品を昔にかえし、諸物の価をも平均し、四民の煩いを除きたまわん御本志におわしけれど、凡そ物一たび破れたるのち、元の如くになし返されんは、いと難きとはりなる中にも、別て金銀をもとの如く復し給わんは、尤も行い難きゆえなり。然るを今ただちに元の如く復し給わば、通貨の員数俄に半ばを減すべし。人々家財の半ばを失わむには、工商の利を貪る心は、改むべきにあらねば、物価を減じて、互市すべきにあらず。（長いので以下を省略す）

簡単に要約すると、慶長のころは東照宮の神徳により金銀が豊富に産出したが、その後採りつくし九十余年の間に外国へ出たり、消失したり、作り物に使われて使い果たしてしまった。そのため元禄に質を落として通貨を造り直し、貨幣を増やしたが、それにより貨幣価値が下がり物価が上昇して市民が困窮した。これらはやむをえないことであったが、この煩いを

取り除かなければならない。そのため通貨を慶長と同じ質に戻したいが、一度壊れたものは元に戻らないように、今このようにしたら通貨は半減し、物価も下がって財産も半減するだろう。しかし今の繁栄は東照宮のおかげであり、そのことを考えれば、我慢はやむをえないのではないか。ということであろうか。

これは將軍家宣の遺命とは言ってもあきらかに新井白石の貨幣改鑄論であるといわれている。当時から疑われていたように白石自身は『折焚柴の記』において次のように弁解をしている。「十月二十三日に及びて、過ぎにし九日に、老中に仰下されし金銀の事、世の人の議に問はしめ給ふ所のものを、施行せられたりける。此事はかくれさせ給ひし御あとに、某がつけ言してしるし出せしもの如くに、いひし人もありしとを聞えたる。十一日施行すべしとて、九日の日に仰を承り給ひしかば、老中の人々には、某がつけごとならぬ事は、しり給ふめり。」。

この「被仰出之趣」は貨幣改鑄の予告であり、その二年後、正徳四年十一月に改鑄が実施された。

『新補倭年代皇紀繪章卷之七』（安永二年 菊屋喜兵衛板）

正徳四甲午年十一月に四ツ寶銀を吹改て慶長の上銀にふきかえはじまる

十二月三日より金銀引替場所被仰付新金銀引替始る



## 九、 甲府の三升枧訴訟

江戸幕府は石高制の基礎となる量制政策において枧の一元化を企図し諸大名に国枧の使用状況を調査させ、京枧が公用枧と定められ江戸をはじめ諸国において使用を義務づけられたが、甲斐国では独自の国枧の使用が認められていた。武田氏滅亡後、慶長年間に徳川氏の甲斐領国経営に当たった大久保長安ら四奉行は量制統一を企図し枧屋に対して京枧を手本とした新枧を製作させているが、枧屋は武田氏時代の由緒から国枧の作製を請願し、その結果甲斐一国内に限り存続は認められた。

三升枧とは甲州で使われていた国枧のことで一升京枧の三倍なので三升枧と呼ばれ、大枧、信玄枧ともいう。これはその甲州枧存続の嘆願書である。安永九年八月には三郡（山梨郡、八代郡、巨摩郡）百姓は甲州枧存続の嘆願書を三分代官に提出し、町方惣代からも甲府勤番へ国枧存続の願書が提出されたもので、これは安永九年十一月の日付があり、いくつかある中の一つの写しと思われる。この古文書は横半帳、表紙は藍染紙、糸綴じで製本されている。写しであるが特に記録の保管および閲覧を目的に作られたと考えられる。

まず終りの部分から見てみよう。「甲州村々都而六百六拾九ヶ村一統之願也」との壮大な訴状である。

三升枧

一升京枧



右前書二毛奉申上候通り、打続御百姓困窮難取り続キ御座候間、村々申合万端檢約仕候、第一御上納方取続申度彼是難義仕候、打口不存寄大驚成無益之失墜、御赦不被下置候而は御百姓相続難相成奉存候、是迄御高免を以御立被下置候御国法柵并斗桶共二旧規之通無差障リ御国限之通用、何分以御慈悲ヲ頼ミ通り 仰付被 下置、御百姓乍恐安穩手馴候柵取用申候ハ、御国中山々浦々迄モ無残者、誠ニ永代迄莫太成御赦而難有奉存候、以上

安永九年庚子十一月

右之願書甲州三郡一統尤町共連印を以指上候事

駿府御出張甲州市川

柴村藤三郎様

甲府長谷寺前

中井清太夫様

東郡石和宿

久保平三郎様

甲府上領田

臼井吉之丞様

甲州村々都而六百六拾九ヶ村一統之願也

大成御取上御有旨候

安永九年庚子十一月

右前書甲州三郡一統尤町共連印を以指上候事

駿府御出張甲州市川

柴村藤三郎様

甲府長谷寺前

中井清太夫様

東郡石和宿

久保平三郎様

甲府上領田

臼井吉之丞様

甲州村々都而六百六拾九ヶ村一統之願也

願也

乍恐以書付奉願上候

一 甲州枿之儀、於御國中二數百年來通用仕候處、五年以前甲府工町枿屋傳之丞御町御支配様ニ而御吟味之上、枿職御差留江戸樽屋藤左衛門枿相用候様ニ御触書奉拜見、依之三升枿當時相求候儀不罷成奉迷惑候、行々者不通用ニモ可罷成哉之段風聞仕候、於御百姓ニ數百年來御国法之由緒有之候、調法逆も不通用被仰付候ハ、一 国難儀之趣、御吟味之上ならでハ何連容易ニ者被仰付間敷儀ト奉存候、其節御訴訟仕度一統差扣へ罷有リ候處、去ル六月從御江戸表枿荷物數駄、甲府上連雀町蔵田や惣兵衛方江着仕候由風聞仕候、是迄取用候三升枿忽引上樽屋藤左衛門仕入之枿売渡候段、専沙汰仕御國中一統誠ニ奉驚入り御訴訟申上候

最初の主文の部分である。「恐れ乍ら書付を以って願ひ上げ奉り候」は定型である。甲州枿は甲斐国内で數百年通用していたが五年前に甲府工（たくみ）町の町支配人が裁決された「枿屋傳之丞の枿づくりを差し止め江戸の樽屋藤左衛門の枿を用いる」との触書を拜見しました。これによって三升枿を求めることができなくなり、いずれは不通用になると聞きました。百姓にとって數百年続いた由緒ある法（国が決めた基準）で調法していたので、不通用になれば国中が混乱します。裁決されたものを容易には（取消す）と仰せられないでしょうから訴訟しようとは皆で準備していたところ、去る六月に江戸表から枿荷物の幾つか甲府上連雀町蔵田屋惣兵衛方へ着いたと聞き、これまで用いていた三升枿を忽ち引上げ、樽屋藤左衛門のつくる枿を売出すこと、不本意で国中の者皆が誠に驚き入り、訴訟することにいたしました。

乍恐御国榘之儀者、甲斐国往昔湖水満々之節、国母地藏蹴裂明神之方便を以水切落、夫より忽干潟ト罷成村里人家も安居不成時節、夫より段々御田地開、人家も追々相増候二付、依之苗敷山虚空蔵江公民二苗を与候得ト、国母地藏之任告二此時初而民江苗種ヲ与へ被下、未夕榘と申儀茂定間敷時節、只箱江入候而價□候、此種入大榘成ト唱候儀今二残、田畑を広メ五穀を増殖仕、依之五六百年以前迄ハ菩薩榘ト唱之候、由弥米穀増長仕而已、於御国二者難有大榘と語傳候、依之武田家御領知数百年來通用仕、往古ハ縁鉄具も不仕焼極印斗二而、工町榘屋傳之丞先祖売出申候、是を武田盤榘ト申中古唱違イ無作判と申為習候儀、

信玄公様御代御改鉄具焼極印被仰付候二付、鉄具焼印等右之趣を以規二仕候、誠者武田盤老升老盃なからせんじ、小なからせんじと申於今二通用仕候、依之国中大小之百姓、毎年正月十一日田うない初二罷出、此節菩薩之授被下候通、大榘江米を入持参仕、同田之神へ捧□四月苗代仕候節も、溝米ト申候を右同様持参仕、同田之神江捧候□例令御百姓之私二無御座候、菩薩度々任授に今無断絶一千年二も及候御国之吉例、毎度田之神を祭候儀耕作大增事を祝候儀、奉對 御公儀様江候而茂御吉例ト奉存候

続いて本文であるが、伝説の時代から始まっているので少し説明を加えると、甲府盆地は太古一大湖水であったという。人びとは盆地周辺の山腹や丘陵に住み、舟で往来していたので、櫛形山や七里岩などには今もその当時の人びとが舟をつないだ環のあとがのこっているという。そこへ蹴裂(けさく)明神という神があらわれ、南方の岩山をけやぶって水を富士川へおとしたため、盆地にはじめて人が住めるようになったこのことである。

神代から伝わる榊の由来について説明している。往古より苗敷山虚空蔵へ供えた苗種の箱を「大榊」といい、五六百年前までは「菩薩榊」と呼んでいた。上町の榊屋傳之丞の先祖の小倉（こくら）惣次郎がこれをつくり「無作判」と呼んだが、武田信玄公が認めた鉄具（かなぐ）焼極印をつけたものを「武田盤」と呼んで、これが「せんじ」という小榊と共に今も実用として使われている。祭りで豊作を祈るために千年ものあいだ伝えられてきたので御公儀様にとっても吉例となるものである。「せんじ」は四分の一の小榊のことである。「なから」は「半ら」で半分であるので「なからせんじ」は八分の一、「小なからせんじ」は十六分の一のせらに小さい榊のことである。甲州榊はこの様に伝統と格式があり、それを守り伝えていくとする甲州人の意気込みが感じられる。

#### 国母地蔵の由来について

「甲斐国は往昔は水海にて、村里や人家も少ない所、山梨郡東光寺村の西、法浄寺の国母地蔵と巨摩郡鰍沢村の枝郷鬼島村の大柳川の州崎に小宮あり、裂の方便を以て右村山の岩石を切り開き給うに依りて、一国の水干落、村里田畑藻多く出来たるよし。依りこの右地蔵を国母地蔵と申し奉る。巨摩郡甘利の西の方に苗鋪山（なえしきやま）という山あり。この山上に立せ給う虚空蔵菩薩は、その節国中の水の干瀉へ稻を与え給うとて、一国の百姓毎年八月十二日に、その年の新米を小さな俵にこしらえ持参致す、古来より御傳へ候よし。」（『甲陽随筆』天明年間（一七八一〜八九）加賀美遠清著）

かつては法浄寺の本尊として祀られていたこのことですが、現在は太平洋戦争で消失してしまつて石仏が東光寺というお寺に残っているようです。

古文書の知識 敬意を表す

古文書では人物名やその人の行動に対する言葉に敬意を表す意味で、その度合いの低い方から空白を置く「闕字」、行を変え「平出」、文字を上げて書く「擡頭」がある。この四行目の文字上げは擡頭である。最も敬意の度合いの高いもので大権現公様（家康）のように限られた人物に用いる。

直段を以買取、無差支通用仕、  
凡武田家御代々者不申上及  
之旨十年乍恐  
大権現公様御用回り被為遊候  
節甲府検改役之者共  
奉入御上免候之由申伝候、此節  
格別之以御慈恵、御国法  
御建被下置、旧規之通り通

直段を以買取、無差支通用仕、

凡武田家御代々者不申上及

之旨十年乍恐

大権現公様御用回り被為遊候

節甲府検改役之者共

奉入御上免候之由申伝候、此節

格別之以御慈恵、御国法

御建被下置、旧規之通り通

十、道中日記は寺社詣で

十遍舎一九の書いた道中膝栗毛は小説なので面白おかしく書かれているが、一般にある道中日記あるいは道中記をみてもあまり面白くない。ただ参詣した寺や神社の名前、宿屋や昼食で寄った茶屋の名と使った金銭ぐらゐが羅列して書かれているだけできわめて単調な内容である。興味を持つとしたら通った地名と順路を現在と比べてみるとか、遣った金銭が何にどのくらいか程度であろう。少し推理を働かして、どんな人物かを想像したり、ほとんどが寺社参詣なので寺社の由来などを調べてみるとおもしろい。工夫しないで江戸の旅を体験できるのではないだろうか。

|      |       |
|------|-------|
| 太平山  | 天保十四稔 |
| 岩船山  | 辰六月吉祥 |
| 出流山  | 道中記   |
| 尾鑿山  |       |
| 石裂山  |       |
| 古峯ヶ原 | 大垣口平  |
| 日光山  |       |

  

Handwritten calligraphy of the text above, including the list of mountains (太平山, 岩船山, 出流山, 尾鑿山, 石裂山, 古峯ヶ原, 日光山) and the date '天保十四稔'. The signature '道中記' is written in the center, and '大垣口平' is written at the bottom left.

これは天保十四年の日光山参詣道中記である。表紙に記載されたこれらの山々は参詣地で下野国の山岳信仰として名高い名刹である。尾鑿山、石裂山はいずれも「おざく山」と読み鹿沼市にある同一の山の名であるが、南麓では尾鑿山、東北麓では石裂山と書き記され、それぞれを信仰の対象とする神社がある。古峯（ふるみね）ケ原は日光を開山した勝道上人の修行の場であった。この縁起にもとづき、日光全山の僧坊達は、ここで修行を行うようになったといわれる。

一行は八名と思われる記述があるが、どういう一行なのかは分からない。行程は表紙に記載された順であるが、初めに記載された地名は「大宝」、最終地は「北條町」とあり、出発地はこの両者の近く、現在の下館付近と思われる。日付の始めは七月十八日、終りは七月廿四日になっている。費用の総額は四貫五百八拾九文と銀六朱八分であった

行程だけを拾ってみると

大宝―久保田村渡（栃木へ六里）―結城町―小山町（栃木へ三里）―思川渡（賃拾六文）―  
栃木（太平山へ三拾丁）―太平山（岩舩山へ弐里余）―岩舩山（出流山迄弐里半）―  
出流山（尾鑿山へ六里）―尾鑿山―石裂山大権現―大芦村（古峯ケ原へ三拾丁）―  
古峯ケ原（中禅寺五里半）―御山奥院（男躰大権現より三里拾弐丁）―日光山（今市迄三里）―  
宇都宮（毛賀町へ五里途中に渡場あり）―是より小栗休八幡宮へ掛―北條町

これにはかなり詳しく費用の明細が書かれている。一部をみてみる。

一 四拾文 茶やにて休

餅四文宛

日光山

一 七拾弐文 中食代

日光にて

一 拾四文 案内賃

一 四拾八文 山役銭

一 拾弐文 守

一 同 札料

一 三文 同

一 四拾八文 賽銭

一 四拾文  
一 七拾弐文  
一 拾四文  
一 四拾八文  
一 拾弐文  
一 同  
一 三文  
一 四拾八文

日光の案内賃、山役銭について次のように書いたものがある。

「(文化十三年)五月一日(西曆五月二十七日)案内人について、朝から日光の(宮廻り)に出た。案内料は一人百文だから、ちよつとした金額である。また、東照宮の参拝には、別に大光坊という所へ行つて宿屋からの書付を渡し、山役(入山料)を一人四十八文払つと通り切手(入場券)をくれる」(『泉光院江戸旅日記』石川英輔著)

泉光院は文化九年九月三日（一八一二年一〇月八日）、全国の諸山を巡る修行に出て、全国各地を訪れ、文政元年一月七日（一八一六年十二月四日）佐土原に帰った。その六年二月にわたる旅を『日本九峰修業日記』に書き残している。これは当時の風俗を生き生きと活写している貴重な史料として、歴史家より高く評価されている。この旅日記は全国を網羅しており、石川英輔著の『泉光院江戸旅日記』に現代文で紹介されているので、一般の道中記はこれと比べながら読むことでより具体的に当時のイメージを湧かせてくれる。地図のことは詳しくないが、明治期に発行された国土地理院の地図があれば一致点も多く参考になるものと思う。

途中古峯ヶ原で「右え登式三町行て棒杭あり、是より中禅寺え欠越無用と有之候得共、不構右え行へし」と強行したが、たいへん難渋な道であったとみえて、つぎの断書が書き加えてあった。「欠越」は急いで越すことで、ここは無理せず翌朝になってから行くほうがよいということである。「扣」は控の異体字でこの道中記のことをさしている。

#### 断書

右尾鑿山参詣の儀は、某共は此扣の通り歩行致候得共、古峯ヶ原より中禅寺え欠越は致間舗者也、尤古峯ヶ原御佛よりの式三丁行候得は棒杭も有之候へは、右は扣の通り極難渋の處にて御座候得は相断奉申上候、若し欠越致度候へは古峯ヶ原にて日高に候はは格別、日下に候得は御佛え泊早朝より欠越可被成候、右の段相断申候

## 十一、五人組帳の手習い帳

五人組とは法令を上から下に洩れなく知らせるための末端組織をいうが、実際はお互いを監視し合わせ、犯罪や年貢未進などを連帯責任制にして予防したり、諸届や契約証の請人に立たせる制度である。農村では五人組の請書に法令集ともいうべき前書がつけられていて、これを五人組帳前書というが、村役人は毎年正月早々それを読み聞かせて、五人組の百姓に徹底させ、違反のないようにさせる義務を負わされていた。

古文書を学ぶと必ず出てくるのがこの五人組帳前書である。近世古文書の教科書ともいえる存在であるが、長文なのですべて解読するにはかなりの読解力と忍耐が必要である。この五人組帳は紙も文字も大きく手習い帳のようである。五人組帳そのものはまだ見たことがなかったので、はじめは確かなことは分からなかったが、

「享保七年十月葛西方面に鷹狩りをした吉宗が、吉田順庵という医者之家に休息したところ、その主が代々の法度を集めて、それを手本として、子供たちに手習いをさせていたのを知り、これに褒美として銀十枚を与えた。そうして、その後諸代官に対し、手習師匠などに申し聞かせ、法度書や五人組帳などを手本として、書き習わせたり、読み覚えさせたりするようにと命じた。」(『徳川吉宗とその時代』辻 達也著)

というようにこれは手習い帳として使われていたことが分かった。手習い帳は古書市でよく見かけるものである。値段は安いのであまり人気は無いようだ。これも手習い帳と同じと思ってか値段はかなり安かった。

# 五人組

差上申五人組手形条々  
從前々被仰付候御條目  
之趣弥以堅相守り自今  
以後御法度之儀之仰出  
次第違背仕間敷事  
主人二忠を励シ父母を致  
孝行夫婦兄弟諸親  
類にむつまじく

(表紙)

五人組

差上申五人組手形条々

— 從前々被仰付候御條目

之趣弥以堅相守り自今

以後御法度之儀之仰出

— 次第違背仕間敷事

— 主人二忠を励シ父母を致

孝行夫婦兄弟諸親

類にむつまじく

この五人組帳には一般のものとは違つ特殊な内容があるのでその部分を取り出してみよう。

- 一 流人之内御扶持方被下候衆、其外放権之者迄も如何様ニ被頼候共、船渡シ仕間敷候、若致油断渡海有之おいてハ当村之者、御詮議之上曲事可被仰付候、右之面々江非分不掛申無礼ケ間敷義仕間鋪候事
- 一 流人江他国より之書状等一切取次申間敷候、乍尔（しかしながら）いとなみに成候義願、又ハ無抛子細ニおいてハ其所御役人中江相訴可申候、他国江遣度由申者御座候ハ、是又御役人中指図を請可申候、惣而何事ニよらす疑敷義御座候ハ、早速御注進可申上事
- 一 他国船入津之節往来手形相改、御手代衆江口御断揚可申候、往来手形無之候ハ、揚申間鋪候、若不審成儀御座候ハ、御手代衆江御注進可仕事
- 一 他国船当島ニ心懸ケ商売物持参、往来手形有之候ハ、揚候而、前々之通り札を以為致商売可申候、往来之船当島ニ懸積荷物之内売申度由申候共、少シも売せ申間敷候、自然逢難風ニ糧米無之、何ニ而も払糧米求度由申候ハ、糧米調候程ハ売せ可申候事
- 一 他国船逢難風危ク躰ニ候ハ、随分情を出シ介抱可仕候、寄船寄荷物亦御制札之通り相守、聊以不作法仕間敷候、自然島江寄懸り候船日和能候得共、致逗留候ハ、早々出船候様申渡シ為致逗留申間鋪候事
- 一 出船の砌、乗人并船頭水主口亦ニ至迄致吟味慥成請人を取可申事
- 一 島中之者他国江参り候時ハ往来之御手形申請出船可仕事

ここに書かれている条々の後のいくつかに「流人」、「当島」という言葉があり、「他国船」の条項などがあることからこの地域は島であることが分かる。また「庄屋」、「頭百姓」という関西で使われる用語や、なぜか挟み込まれていた往来手形が隠岐の島のものであったので、この五人組帳も隠岐の島で使われていたものと分かった。その往来手形はつぎのようなものであった。下の部分は破り取られており、使用済になったので破印されたものと思う。

宗門往来之事

御料松平出羽守様御領所（追記）

一 隠州知夫里郡知夫里村、弥吉、重太郎、おはな、おうめ、宗旨真言宗

当寺旦那二紛無御座候、然所、此度四国巡拜二罷出、若行暮候節ハ

一 宿之儀御（頼）申候、萬一何方二而病死候共、其所之以御作法御執行

可被下候、於拙寺何之構無御座候、為後日仍而如件

安政七年申二月 知夫里郡知夫里村

願成寺

国々所々

御関所

村々 御役人衆中

宗門往来之事  
 御料松平出羽守様御領所  
 一 隠州知夫里郡知夫里村、弥吉、重太郎、おはな、おうめ、宗旨真言宗  
 当寺旦那二紛無御座候、然所、此度四国巡拜二罷出、若行暮候節ハ  
 一 宿之儀御（頼）申候、萬一何方二而病死候共、其所之以御作法御執行  
 可被下候、於拙寺何之構無御座候、為後日仍而如件  
 安政七年申二月 知夫里郡知夫里村  
 願成寺  
 国々所々  
 御関所  
 村々 御役人衆中

知夫里村の弥吉、重太郎、おはな、おうめの四名が安政七年に四国巡拝に行く為にもらった往来手形である。「萬一何方  
二而病死候共、其所之以御作法御執行可被下候」は往来手形に必ず書かれる文言であるが、途中で死んだ場合はその作法  
で葬ってくれとのこと、当時の旅は命を落とすことがあることを意味している。播州黍田村という村では五割の人しか戻  
らなかったことが記録されている。四国巡礼は身寄りのない年寄りが極楽往生を願って行くことも日常であったと聞く。こ  
の往来手形は島に残っていたようなので四人は幸いに戻ってこられたのであろう。手形を書いた願成寺は現在も隠岐の地図  
に載っている。四人が四国までどの海路を辿ったのか気になるところである。

ここで村の組織について述べる。幕府直轄の地域は御領または天領と呼ばれ、幕府の出先機関である代官所が置かれそ  
の代官が領地を統括した。村人と代官との交渉は五人組の長である組頭が間に入り、さらに庄屋が全体の取りまとめを行っ  
た。また庄屋の補佐役として年寄が置かれ、この庄屋、年寄、組頭を村方（または地方）三役と呼び村の運営を担った。地  
域によっては庄屋の上に大庄屋を置く所もあり、庄屋を名主、年寄を肝煎と呼ぶ所もある。藩の場合は私領と呼び領主家来  
の下に基本的には同様の組織があった。五人組のメンバーは土地を所有する本百姓（町では家持ち）であり、基本的にはそ  
の五人を単位とし、家の近隣どうしで組んだが、生産石高によって組み合わせを選ぶなどのやり方もあった。庄屋は世襲さ  
れることが多いが場合によっては交代制や選出されることもある。庄屋のなかには貨幣経済に伴い資本経営によって大富豪  
になるものもあり、現在でもその家などの資産が残っているものは文化施設として公開されている。

この五人組帳には前書として六十一の条項がある。最後に強訴などの禁制の「御触書きの写し」が載せられている。これにより代官（ここは天領で松平出羽守の管轄）の取締りの一端が覗かれる。「右御ケ條之趣」からは誓約するとの請書の部分で、原本はさらに村人および村役人の名前と印が連なる。

御触書き

御預所国々百姓共御取箇并夫食種貸等、其外頼之儀二付強訴徒党逃散候義堅停止候処、近来御領所之内二も右躰之願筋二付、御代官隣屋江大勢相集り致訴訟候義も有之、不届キ至極二候、自今以後嚴敷吟味之上重キ罪科二可被行候条、御代官支配限り百姓共江兼々急渡申付置候様御代官江可申渡候

右御ケ條之趣、惣百姓不殘寄合奉拜見候、常々堅相守妻子召仕等迄念を入以可申付候、五人組之儀中能者計り不選、向寄巡二組合、地借店借水呑二至迄組はつれの者耆人も無御座候、尤前書御條目落字無之様写之、庄屋方二差置御用二付惣百姓集り候度々読聞せ、無油断吟味可仕候、若相背候者御座候ハ、當人は不及申上、庄屋五人組共急度曲事可被仰付候、為後日連判手形指上申所如件

この手習い帳が書かれたのは文政五年十二月とあり、当時使われていたものを写したと考えられる。往來手形の安政七年までは三十八年の差があるが同一場所に保管されていたと考えればよいだろう。

十二、決着のつかぬ一件

狐につままれたような話というのがあるが、これもそのひとつであろう。関係人物が武士と公卿と商人、それも複数の人物が係わっており、住所も庄内、京都、大坂と分かれていたりきたりするだけでも幾月もかかる厄介な一件である。表題の「一件」とは事件や訴訟で使われる言葉であるがこの古文書は訴訟以前の聞き取り内容を記録したもので京都の奉行所のものであろう。複雑なので結論から見てみよう。最後の文章には次のように書かれている。

右之趣、大坂町与力衆内々御吟味被下候得共、内々ニ而八埒明不申仰付、清左衛門方より表向ニ而可願旨□□、表向ニ而願出候ハ、吟味之上急渡口方可申付旨被仰候間、清左衛門殿早々大坂より羽笈江罷帰り、村役人江申達御領主源鑑相願候処、表向ニ而相願候儀恐多事故差扣候、兎角内分ニ而催促を可致由申し、源鑑出し不申候故、延引ニ罷成捨置申候

大坂町与力が内々で調査したがそれでは分からないので、清左衛門が正式に願い出てくれれば詳しく吟味すると伝えた。清左衛門は羽州に戻って領主にそのことを伝えたが、恐れ多いことで内分にしたいといったので、そのまま保留になった。とのことである。歩が悪くなったのか、裏があるのかこの文からは分からないが、この時代は体裁とか面子もあり、やせいやしつじゆが多かったのではないだろうか。長らので概要だけを述べるじつじゆ。

一札之事

一、其許事、數年來出入いたし候二付、是近年々御殿御金取替貸渡置候処、年久敷事故年々利足相滞、元利共余程相嵩候二付、此度大坂迄登り居候事及聞、此方家来差下召連登り、右御金相調申別引当として、大坂内平野町米屋平衛門支配手代米屋兵助印判在之候證文書通奉指上受取置候、

右證文之表書左之通

覚

一 米四千七百表 但し五斗入

右之米慥受取申処実正也、右米代金、於大坂小林清左衛門殿江無相違相渡可申候、亥積船及延退候ハ、米代金庄内表直立を以、右清左衛門殿相渡可申候、為後日之依而如件

戌閏七月十六日

米屋兵助印

庄内矢馳村 木村九兵衛殿

大山 小林清左衛門殿

受取置申候金子、右之通本證文銘々立会いたし、本證文持参之節者不殘勘定清算指戻し可申候、当亥秋迄二埒明不申節八其元より取置候別紙添一札之通、米屋兵衛門江直之掛ケ合申、此方二而差口可致旨依而如件

慈光寺左馬頭殿家

安永八亥年三月

千葉主計印

川勝兵庫印

羽笏庄内大山住

小林清左衛門

慈光寺左馬頭（慈光寺實仲（じこうじ・さねなか）正三位左馬頭藏人（一七八七～一八六三）宇多源氏の流れで半家の公卿で歌人として知られるが、年齢が七才なのでその親か祖父になると思われる）の家来が借金の返済に関して小林清左衛門から受取った手紙の返書である。清左衛門から米屋の手形証文を受取ったので、もし返済の都合がつかなくなったとき、この証文で直接米屋に掛け合うことの確認をとったものである。ここに「覚」を巡って返済がされたのか、されていないのか揉めたのである。

安永九（一七八〇）年、出羽国庄内田川郡大山（山形県鶴岡市大山）の小林清左衛門が殿様（大山藩は既になくなって幕府直轄地になっているので誰か不明）の借金を返済するため年貢米を売った大阪の米屋から売掛金を回収して返済しようとしたが、その米屋は既に支払いを済ませているとこのことで起きた事件、すなわち「一件」である。借金の相手は慈光寺左馬頭で京都の名家である。清左衛門の殿様は養子で慈光寺家は実家である関係から借金が容易にできたようである。そもそも訴

訟に持込もうとしたのは慈光寺家で清左衛門の住んでいる庄内とは遠方もあって、催促しても決着がつかないので、清左衛門からの提案で米を売った証文を借金の担保として渡され、大坂が近い慈光寺家から直接米屋に請求してくれとの依頼があり、それで問合せたところ、米屋からはすでに支払いが済んでいるとの回答があったのである。米屋の言い分としては清左衛門から二重証文を要求されたので止むを得ず出したが清左衛門、市衛門へそれぞれ分割して決済、もう一方は木村九兵衛宛であるがこれが問題の証文で九兵衛の手前顔をたてるため形のみ書かされたものであるとのことであった。

清左衛門が誤認しているのか、米屋の手違いか、それぞれが連名であったり、名代であったりして、さらに別人物が係わっているため、当人同士での決着が出来なくなって事件は迷宮入りしてしまった。京都、大坂、庄内とそれぞれの管轄で面倒な手続きもあってか、内々のことでは済まされなくなり、最後は庄内から表向きの手続きで訴訟を行わねばならなくなった結果、庄内領主は内分のことであり、恐れ多いと訴訟を取り下げってしまったようだ。

これは内容より訴訟の仕組みを理解するための古文書として見たほうがよい。公卿から武家へ武家伝奏を仲介して各地域の奉行所に申し出る仕組みについてであるが、残念ながらまだ説明できる段階ではないので、次に係わった人物を示しただけにして今は割愛させていただきます。

(庄内)

殿様

小林清左衛門

木村九兵衛

木村市衛門

(京都)

慈光寺左馬頭

千葉主計

川勝兵庫

中嶋兵衛

(大坂)

米屋平右衛門

平助

(武家伝奏)

油小路家 (隆前)

三〇監物

依田衛門

久我家 (信通)

春日大和守

木成河内守

(代官所)

(訴訟になれば

ここに加わる)

(京都奉行所)

水原撰津守

渡邊筑後守

(大坂奉行所)

土屋駿河守

京極伊予守



おわりに

古文書はどんなことが書いてあるのだろうかという好奇心で読み始めるが、読めない文字や分らない言葉が残り考え込んでしまうことが多い。そのときは読めた言葉や文に関すること、たとえば登場人物やそれに係わる人々のこと、その人の行動や考え方、その背景となる社会のしくみ、事物の由来などに思いを巡らして調べることになっている。そうすると次第にその古文書に何が書かれているか分から始め、より身近に感じられるようになってくるのである。推理小説でひとつの言葉を切掛けに謎が解け自分なりのストーリーが描けるようになるのと、さらに古文書がおもしろくなってくるのである。古文書を私物化することは好ましくはないが、どこからか迷い込んで紙くず同然であった私の古文書が甦ってみえてきたと思うがどうであらうか。このようにおもしろくするかどうかは古文書に対する心の持ちようだけで決まると言える。最後にここに載せた長州征伐に関する古文書のなかには名前が出ていないが、思いを巡らしてみると敵の長州軍の中にいたはずである高杉晋作の言葉で終わらせていただく。

「おもてうくなき世をおもてうく、すみなすものは心ばかりなりけり」

平成二十七年 初春

